

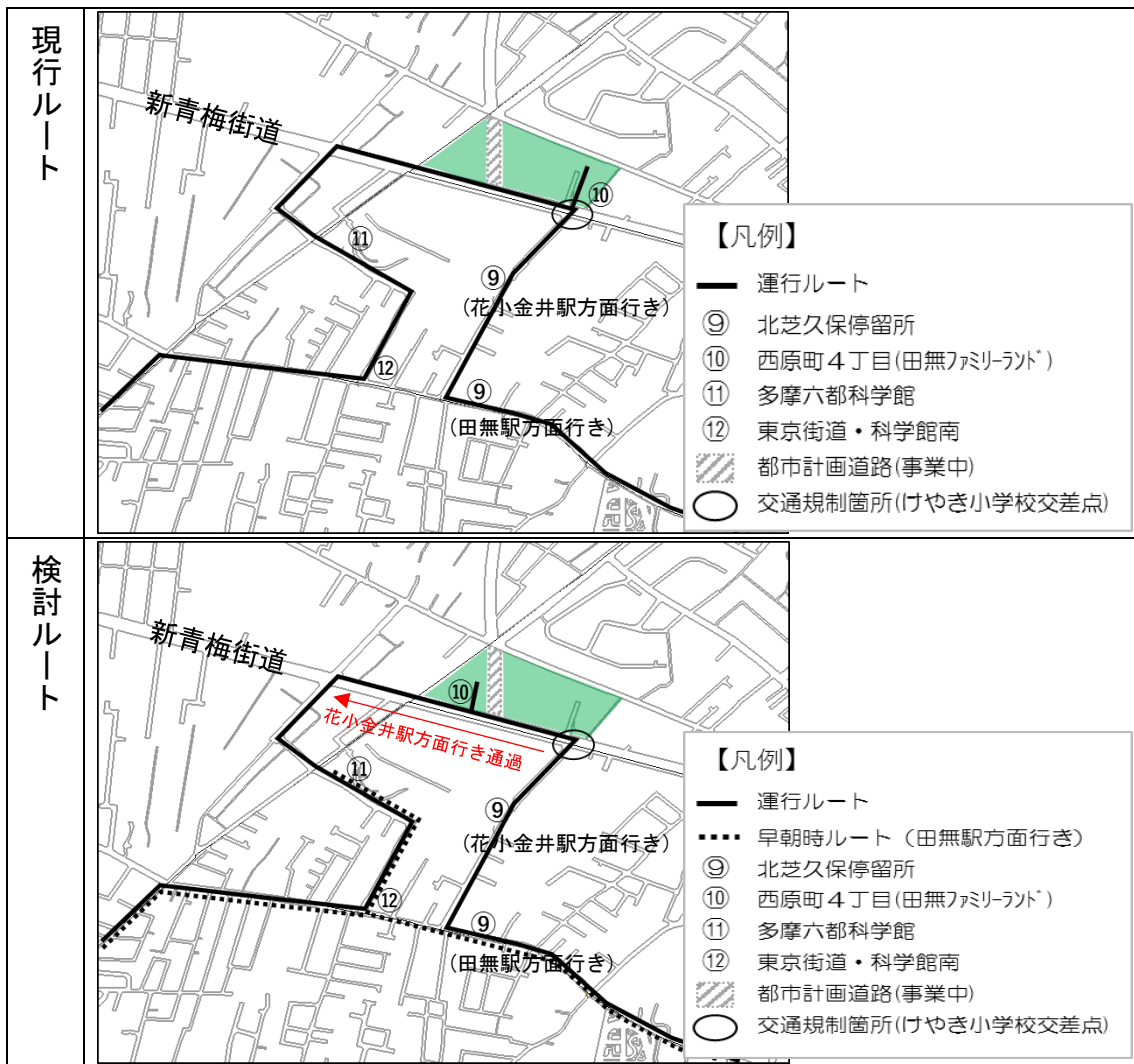
はなバス第4北ルート

西原町4丁目(田無ファミリーランド)停留所の移設に伴う運行系統の変更について

1. 経緯

第4北ルートの西原町4丁目(田無ファミリーランド)停留所(以下、「停留所」という。)は、現在、田無ファミリーランドの敷地内に設置している。しかし、都市計画道路の整備に伴い、新たな土地活用がされることになった。

平成30年10月から11月にかけて、田無ファミリーランドの東側に整備を予定している商業施設の事業者に対し、引き続き停留所を現在の位置に設置するよう協議を重ねてきたが、調整がつかなかったため、東側の敷地を工事する令和元年8月までに、停留所を撤去することになった。現在の停留所は、新青梅街道北側の公共交通空白地域・不便地域に寄与していることから、再度新青梅街道北側で停留所の移設先を検討し、従前、敷地内への停留所の設置にご協力いただいていた事業者と平成30年12月から平成31年3月まで調整した結果、ご協力いただける見込みとなった。



2. 現状

| | |
|----------------|---|
| 移設時期 | 田無ファミリーランド [®] 東側は、商業施設工事のため、8月上旬に更地工事を行う予定であり、それまでに停留所の撤去が必要。 |
| 停留所の周辺環境 | 平成 28 年度に第 4 北ルートを新設するときに地域公共交通会議に諮った際、西武バス株式会社より、新青梅街道北側の路線バスへの影響について意見書の提出があった。 |
| 交通規制 | けやき小学校交差点において、田無駅方面行きは、早朝時（朝 7～9 時）は直進のみの交通規制がある。 |
| 新青梅街道上での停留所の設置 | 警察より、新青梅街道上への停留所の設置は、交通渋滞、交通事故の原因となることから設置は認められないと指摘あり。 |
| 都市計画道路整備状況 | 西東京都市計画道路 3・4・26 号線の事業期間は、令和 5（2023）年 3 月までとなっている。 |

3. 検討条件

- ①移設時期までの期間が短い
- ②既存の路線バスへの配慮が必要
- ③現在の運行ルートから大きな変更をしない

以上の条件から、新たに停留所の位置などを検討した結果、西側事業者のご協力をいただき、停留所の移設及び運行系統の変更を行うものとした。

4. 検討ルートにした場合の変更点

【田無駅方面行き】

- ・早朝時の 4 便
（7 時台 2 便、8 時台 2 便）

⑫→⑪→⑫→⑨

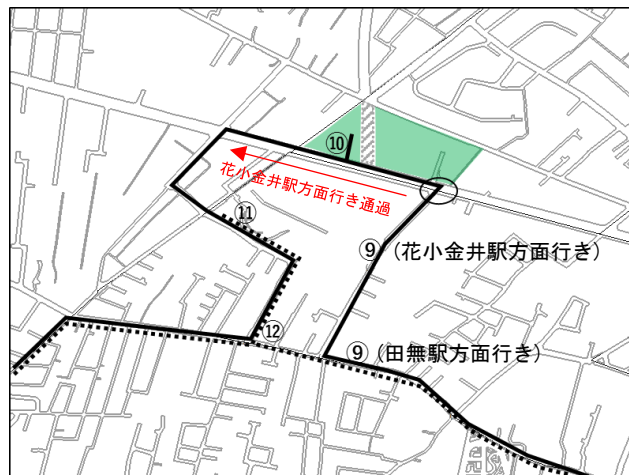
- ・9 時以降の便

⑫→⑪→⑩→⑨

【花小金井駅方面行き】

- ・停留所の設置不可

⑨→⑪→⑫



5. 今後のスケジュール

- ①地域公共交通会議の同意
- ②バス事業者による運行計画の変更手続き（運行の実施予定日の 30 日前まで）
- ③令和元年 8 月 1 日から検討ルートでの運行予定

なお、今後、都市計画道路の整備に合わせ、新たな停留所の位置などについて検討を行う。